

1. 2 大規模企業と特定の企業グループによる非財務情報とダイバーシティ情報の開示に関する EU 会計指令修正指令案 2013 年 4 月 16 日 (EU 会計指令修正指令案)

【規制の名称】

Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council amending Council Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC as regards disclosure of non-financial and diversity information by certain large companies and groups (文書番号: COM (2013) 207 final、手続き番号: 2013/0110 (COD))

【記載 URL】

(1) 審議状況

欧州委員会: http://ec.europa.eu/prelex/detail_dossier_real.cfm?CL=en&DosId=202553

欧州議会:

[http://www.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?reference=2013/0110\(COD\)&l=en](http://www.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?reference=2013/0110(COD)&l=en)

(2) 指令案

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2013:0207:FIN:EN:PDF>

【導入年】

2013 年 4 月 16 日

欧州委員会が 2013 年 4 月 16 日に指令案を採択し、欧州議会および EU 理事会にて第一読会の審議が行われている。

提案までのイベントは以下のとおりである。

- 2010 年 11 月 22 日~2011 年 1 月 24 日 公的諮問
- 2011 年 4 月 公的諮問概要結果公表
- 2011 年 12 月 英国民間調査機関 Centre for Strategy & Evaluation Services による委託調査レポートの公表
- 2011 年 11 月 7 日~2012 年 1 月 24 日 有識者会議(4 回)
- 2012 年 5 月 24 日 インパクトアセスメント会議意見書 (ドラフト)
- 2013 年 4 月 16 日 インパクトアセスメント (SWD (2013) 127 ファイナル)¹⁵
- 2013 年 4 月 16 日 欧州委員会、EU 会計指令修正指令案採択

¹⁵ European Commission(2013), Non-financial Reporting, (Accessed 2013-11-21)http://ec.europa.eu/internal_market/accounting/non-financial_reporting/index_en.htm

- 2014年1月10日 欧州議会法務委員会、報告書を欧州議会本会議に提出

【法的位置づけ】

EU 指令として提案された法律であり、指令の発効後、加盟国において国内法化される。

【背景・経緯】

EU では、企業の CSR 活動に積極的に取り組んでおり、最初に EU が CSR を定義したのは 2001 年のことであった¹⁶。2003 年には会計指令を修正し、財務情報と、適切な場合は、その事業活動に関する環境と雇用等の非財務情報の KPI を含む、進捗度合、実績、または立ち位置を理解するのに十分な情報の開示を企業に求めた。加盟国は中小企業を排除する裁量を与えられた。フランスやデンマークでは、会計指令より厳しい法律を制定したが、加盟国間で情報開示に差異があった¹⁷。

2008 年に世界金融危機が発生し、欧州市場もダメージを受け、EU は「賢い成長 (Smart growth)」、「持続可能な成長 (Sustainable growth)」、包括的な成長 (Inclusive growth)」という重要課題を掲げた新たな 10 か年成長戦略を採択した。欧州の市場経済活性化のためには欧州企業の信頼回復は欠かせず、欧州委員会は「CSR に関する EU 新戦略 2011-2014」を発表した¹⁸。

近年では経営者に対して、持続可能性と経営戦略を結びつけて考えるよう要請する声が高まり、開示される情報の比較可能性、信頼性、適切性が求められていた¹⁹。

欧州委員会は、金融危機が示したように、経営破綻した企業は、十分な情報開示がされてこなかったことが原因の一つであり、財務情報だけではなく、環境や人事に関する非財務情報に関しても同様の透明性が求められるとし、環境や人事事項を含む非財務情報の開示に関する現行の EU 会計指令は、十分な結果を生み出しておらず、大規模企業の少数 (EU における大企業 42,000 社のうち 2,500 社程度 (10%以下)) しか定期的に非財務情報を公開していない状態である。開示される情報の質にもばらつきがあり、投資家やステークホルダーにとって理解しがたく、企業の業績や (業界での) 位置づけにおいて企業間比較することが難しいと欧州委員会は判断した。

さらに、各国の法令には大きな差があり、誰が企業を経営しているかという情報が投資家にとって明確ではない。加えて、取締役会におけるダイバーシティが不十分であることから同様の価値観に偏重し、革新的なアイデアを拒絶する懸念があるとされた。

¹⁶ 駐日欧州連合代表部(2013)、「新たに定義された EU の CSR 戦略とは」 <http://eumag.jp/feature/b0913/>

¹⁷ 欧州委員会 (2010a) ,Public Consultation on Disclosure of Non-financial Information by Companies, http://ec.europa.eu/internal_market/consultations/docs/2010/non-financial_reporting/overview_en.pdf

¹⁸ 駐日欧州連合代表部 (2013) 脚注 3

¹⁹ 欧州委員会 (2010a) 脚注 4

このような企業の開示状況における偏りや加盟国間の法規制における差異を是正し、公平な競争の場を確保するためにも、欧州委員会は全ての企業が開示する非財務情報（社会や環境に関する情報）の透明性を向上させる必要があると、「単一市場法（Single Market Act）」²⁰において認めている。さらに欧州委員会から欧州議会、EU 理事会などに向けた通達文書「企業の社会的責任についての新戦略 2011－2014 年」²¹においても、その必要性が繰り返し述べられている。

一方欧州議会は、企業の社会的責任に関する 2 つの決議²²において、同様に非財務情報における透明性向上の必要性を認め、欧州委員会に対し法案の策定を要請した。

欧州委員会の調査結果²³において、（1）非財務諸表の不適切な透明性と、（2）取締役会におけるダイバーシティの不足、の 2 点が課題として挙げられている。

（1）非財務情報の不適切な透明性

非財務情報の開示についてステークホルダー（投資家、株主、従業員、市民・社会集団）から要求は増加しているのに、対応できていない企業が一定程度存在している。

- 情報の量について：42,000 の EU における大規模企業のうち、年次ベースで非財務情報を公開している企業は 2,500 社程度にとどまる。
- 情報の質について：企業が開示する情報は概ね、利用者のニーズに対応していない。

問題の原因は市場と規制の失敗の両方にあると分析された。第一に、非財務情報の開示に係る市場サイドのインセンティブが不十分で不均衡であることが挙げられる。非財務情報の開示に対する要求は増加しているにもかかわらず、非財務情報を開示することによる

²⁰ http://ec.europa.eu/internal_market/smact/index_en.htm

これまで EU 単一市場は成長への機会と多くのビジネスを生み出してきた。とりわけ 1993 年からはモノ・人・サービス・資本の分野で単一市場は大きく成長し、今日ではビジネスとともに消費者という観点からも人々の日常生活の一部となっており、単一市場はヨーロッパ経済の成長エンジンである。しかしながら、十分な可能性が活かされていない。一部の分野では真の単一市場が達成されていないのは法規制の欠如や行政上の手続きの障害などのためとして、欧州委員会は 2011 年 4 月、「単一市場法（Single Market Act）」の最終案を公表した。これは、単一市場法という枠の中で複数の法規制や行動を実現させることを打ち出したものである。EUROPE2020（EU の成長戦略であり、2020 年までに、20～64 歳における就業率を男女ともに 75% とするという目標値が掲げられている）に目標として掲げられたスマートで持続可能なインクルーシブな成長を可能にするためにも、欧州委員会は早急な改革が必要であり、優先されるのは成長と雇用を促進するための仕組みであるとしている。この ACT の中で欧州委員会は 2011 年中に CSR についての情報開示の規制を適用するとしている。

²¹ European Commission(2011), A renewed EU strategy 2011-2014 for Corporate Social Responsibility, <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2011:0681:FIN:EN:PDF>

²² 「企業の社会的責任：説明責任を負い、透明かつ責任ある企業行動と持続可能な成長（Corporate Social Responsibility: accountable, transparent and responsible business behavior and sustainable growth）」および「企業の社会的責任：持続可能かつ包括的な回復に対する社会的関心やアクセスの促進（Corporate Social Responsibility: promoting society's interests and a route to sustainable and inclusive recovery）」

²³ 欧州委員会（2013）, Impact Assessment Summary, pp.2-3

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52013SC0128:EN:NOT>

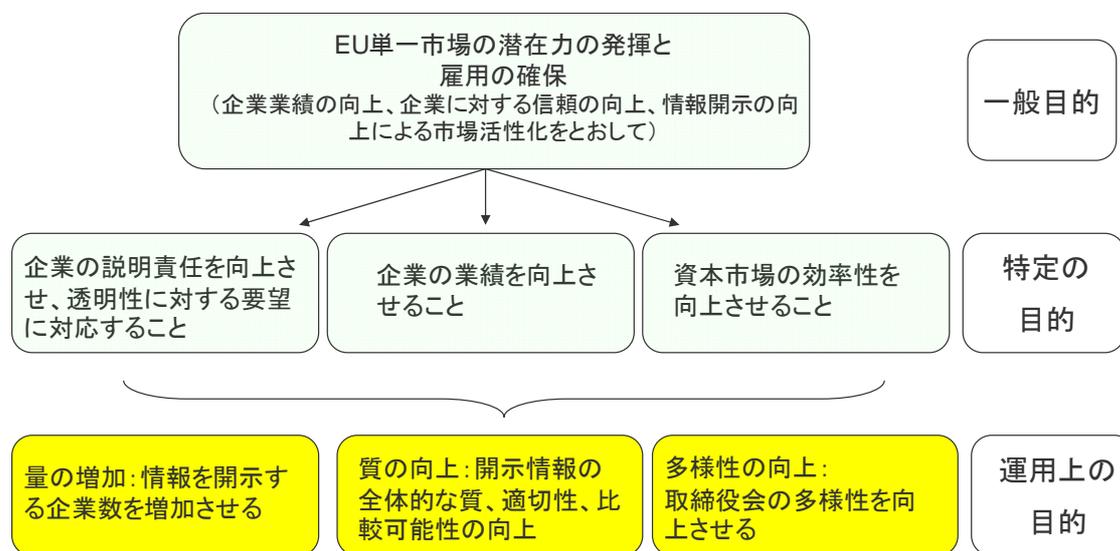
効果は投資家にとって長期的なものであり、精緻に定量化することが難しい一方、企業にとって短期的コスト増となるのは明らかである。こういった見解があるため、企業によっては、理念的に非財務情報の開示の効果は認識しているものの、これらの方針を積極的に策定するには至っていない。第二に、EU と EU 加盟国における法的対応は、この分野では十分に機能していない。

多くの選択肢が考えられるが、非財務情報を年次報告書に開示することを求めることが適切である、と欧州委員会の調査結果で述べられている。

(2) 取締役会のダイバーシティ不足

欧州委員会の調査結果において、以下の通り述べられている。同様の教育、職歴、出身地域、年齢、あるいは性をもつメンバーで構成される取締役会は狭い視野に支配されかねない。取締役会における多様な観点、価値観、競争力の不足は、不十分な討議やアイデア不足に繋がり、経営の意思決定において効果的な挑戦が発揮できない状態となる。また、革新的なアイデアを受け入れがたくする傾向がある。取締役会のダイバーシティが不十分であると、企業が状況を改革するのに十分な市場インセンティブが働かなくなってしまう。この観点から、同様のプロフィールをもつメンバーを維持しようとするため、少ない人員からの不適切な取締役会候補の人選という負のループに陥っている。この問題を悪化させるもう一つの要因が取締役会のダイバーシティに関する不透明性と情報の不足にある。

図表IV-4 新しい EU 会計指令修正指令案の目指す姿



出所) European Commission(2013), COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT *IMPACT ASSESSMENT* Accompanying the document Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL, amending Council Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC as regards disclosure of nonfinancial and diversity information by certain large companies and groups

この取締役会のダイバーシティと透明性の不足は企業経営の改善を阻害し、包括性や革

新性に欠けるため、企業の成長に寄与していない。インクルーシブで持続可能な成長を掲げる EU2020 の戦略目標の観点から、ダイバーシティを促進するためのポリシーの選択を審査し、現段階での最も適切な方法は、ダイバーシティ方針を開示させることである。その他の選択肢として、強制的にダイバーシティ方針を強要する、人選方針にのみ焦点をあてる等が挙げられている。

【目的】

- 現在の規制を強化・明確化し、企業の透明性、財務情報の開示の適切性、一貫性、比較可能性を向上させること
- 経営の効果的な監視とガバナンスの強化促進するために透明性を向上させ、取締役会のダイバーシティを向上させること
- 単一市場における企業の説明責任と業績と効率性を向上させること

【社外取締役のジェンダー・バランスに関する EU 指令案との関係】

社外取締役におけるジェンダー・バランスに関する EU 指令案はジェンダーの観点のみを考慮しており、一定のジェンダー・バランスを達成することを目的としている。EU 会計指令修正指令案では、教育、職歴、年齢、地域などのダイバーシティも範疇に入れ、企業はダイバーシティに関する方針を開示しなければならない。企業にその方針の開示を要求することで、ダイバーシティの促進に間接的なプレッシャーを与えることを意図している。従って、両提案は互いに補完するものである。

【該当条項】

■非財務情報

- 年次報告書には環境、社会と従業員に関する事項、人権、不正行為や賄賂に関する情報を記載すること
- 上記事項の情報について以下を含むこと
 - (i) 方針の概要、
 - (ii) これら方針の結果、
 - (iii) これら事項に関するリスクと企業のリスクを管理する方法
- 上記分野の開示方法については、国や EU ベースのフレームワーク、UN Global Compact、UN ”Protect, Respect and Remedy”のフレームワークを実施している the Guiding Principles on Business や Human Rights、多国籍企業に対する OECD ガイドライン、ISO26000、多国籍企業や社会的方針に関する ILO Tripartite Declaration of principles、GRI (the Global Reporting Initiative) に従うことが考えられる。企業は報告において利用するフレームワークを特定することが要求される。

- 企業は上記の分野の一つ以上について特別な方針を適用しない場合は、理由を説明しなければならない。
- 非財務情報を含む年次報告書は法的監査を受けること

■ ダイバーシティ

- 上場企業は、執行、経営、監査組織における年齢、性別、地域、教育、職歴等の多様性の方針を持つ場合は、方針の目標と実施した事項とその結果についてコーポレート・ガバナンス・ステートメントで開示しなければならない。
- ダイバーシティに関する方針を持たない場合は、持たないことに関して明確で説得性のある理由を説明する義務がある。

※ 現行の EU 会計指令 Forth Council of Directive of 25 July 1978 (78/660/EEC) Article 46 a 1.において、年次報告書のコーポレート・ガバナンス・ステートメントにおいて管理、経営、監査の組織体や委員会の構成と運営を開示することが、上場企業に義務づけられている。

【開示資料】

年次報告書

非財務情報：マネジメント・レポート（年次報告書の中）

※既に自発的に CSR レポートを発行している企業は、年次報告書の ANNEX としても良い（不明確な記述になっている）。

ダイバーシティ：コーポレート・ガバナンス・ステートメント（年次報告書の中）

【対象企業】

- 非財務情報の開示：大規模上場企業（従業員数 500 名超、且つ資産が 2000 万€超または売上が 4,000 万€超である企業）
- ダイバーシティに関する方針の開示：従業員数 250 名以上の上場企業

【遵守されない場合の措置】

順守しない場合は説明が求められる（Comply or explain）。

※非財務情報については、説明が求められているが、ダイバーシティに関する方針については、「明確で熟考した上での説明」 ”a clear and reasoned explanation”が求められており、強い表現となっている。

【同制度をめぐる注目すべき動き】

2013年10月17日に法務委員会が中小企業の対象を拡大する等の修正を加え、2013年11月15日に上程された修正案²⁴は2014年2月26日に承認され²⁵、4月15日に採択される見通しとなっている。

経済団体や産業団体等は、以下の問題点を指摘している。

- 規制強化が企業のCSR活動を活発化させるという明らかな証拠はない。
- 企業はそのコアビジネスに関連する社会的責任について自発的にCSR活動をすべきであり、規制により、企業にとって適切ではない項目についても公表するのであれば、ただのチェックボックスになってしまう。
- 多くのヨーロッパの大企業は既に国際的フレームワークを用い、自発的にCSRレポートを公表している。国際的フレームワークがあるのだから、EUのフレームワークは不要。
- 既にCSRレポートを発行している企業については、「年次報告書のANNEX」として良いとしている一方で、「年次報告書の一部」とする表現があり、不明確。
- 年次報告書に記載し、監査を受けるのは多大なコスト、労力がかかる。人権の観点から非財務情報を監査するのは困難で高い技術を要する。また、企業は非財務情報の収集に時間がかかり、通常、財務情報を公表してから、CSRレポートを公表している。年次報告書に記載するか、別途公開するかは、企業の自由にすべきである（多くの企業がCSRレポートをウェブサイトで公開するなど、公開手段の面も考慮すべき）。
- 欧州委員会では非財務情報の公開に関するコスト負担は1企業当たり600～4,300€としているが、最近の調査レポート²⁶によると、大企業が非財務情報を含む年次報告書を発行するコストは155,000～604,000€かかるとしており、コスト負担が大きい。
- 対象企業を従業員500名以上にすること。ダイバーシティに関してのみ規制範囲を強化している正当性がない²⁷。
- 審議中の社外取締役におけるジェンダー・バランスに関するEU指令案(COM(2012)614)が、役員女性の比率の目標値と目標達成のための施策を含め、ウェブサイト上で公開することを要求している一方、EU会計指令修正指令案では、年次報告書に記

²⁴ REPORT on the proposal for a directive of the European Parliament and of the Council amending Council Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC as regards disclosure of non-financial and diversity information by certain large companies and groups (COM(2013)0207 - C7-0103/2013 - 2013/0110(COD))

<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//NONSGML+REPORT+A7-2014-0006+0+DOC+PDF+V0//EN>

²⁵ http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_Data/docs/pressdata/en/intm/141189.pdf

²⁶ CSES(the Centre for Strategy and Evaluation Services)

²⁷ Business Europe (5 July 2013), DISCLOSURE OF NON-FINANCIAL INFORMATION, Position Paper,

<http://www.busesseurope.eu/DocShareNoFrame/docs/2/IDMCAFMALICCNFDGNHPBBHHNPDW69DB37Y9LTE4Q/UNICE/docs/DLS/2013-00791-E.pdf>

載することとしており、企業に対し無駄な労力を強いることになる。

- 既に多くの EU 加盟国で多様性に関する法規制が存在しており、各国の法規制と重複するので、この EU 会計指令修正指令案では省略すべき²⁸。

また、この EU 会計指令修正指令案とは別に、100 社の企業集団からなる Corporate Sustainability Reporting Coalition (CSRC) において、国連の持続可能な発展の目標に即して、2020 年までに中規模企業において統合持続可能レポート (integrated sustainability report) を推進する動きがある²⁹。

²⁸ ecosense,(2013), ecosense discussion paper Proposal for a Directive on the disclosure of non-financial information adopted by the European Commission
<http://www.csreurope.org/sites/default/files/econsense%20discussion%20paper%20on%20non-financial%20reporting.pdf>

²⁹
<http://www.euractiv.com/specialreport-corporate-governan/sustainability-leader-csr-report-news-51922>
7